

東海市条例第 17 号

東海市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

東海市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年東海市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 1 条中「利用事務等」を「利用及び法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 3 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報の提供をすることができる場合は、別表の左欄に掲げる執行機関が、他の執行機関に対し同表の右欄に掲げる事務のうち規則で定めるものを処理するために必要な特定個人情報として規則で定めるものの提供を求めた場合において、当該他の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表中「第 2 条」の次に「、第 3 条」を加え、同表に次の 2 項を加える。

12 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。